

岩手県議会議員  
**佐々木順一**

**がんばってます!!**

それなのに今は…

ウソつかない。  
**TPP断固反対。**  
自民党



これは、平成24年12月の  
衆院選で自民党が  
貼り出したポスターです。

# TPP締結に断固反対!!

TPPは地域経済を破壊し農林水産業を崩壊させます



**安全保障関連法案は、憲法違反です! 廃案に!!**

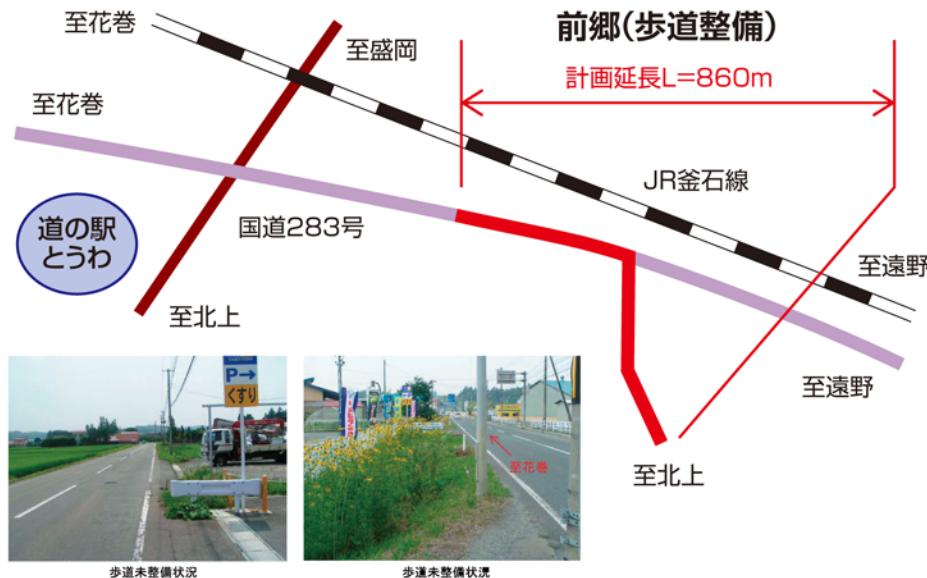
9割以上の憲法学者・歴代法制局長官と国民の大半が反対しております

私はTPP締結阻止をめざし「ぶれずに、真っ直ぐに」  
突き進んで参ります。

- 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉内容について国民に十分な説明等を求める意見書  
(26年12月議会可決)
- TPP協定交渉への参加に反対する意見書  
(24年12月議会可決)
- TPP交渉参加の撤回を求める意見書  
(25年2月議会可決)

七月末の米国ハワイで行われたTPP交渉閣僚会議は、各国の国益が激しく対立、大筋合意は見送られたが、その後の国会で安倍首相は「国会決議を踏まえ国益にかなう道を得るべく今後も交渉を進める」と答弁するなど早期妥結に前のめりである。そもそもTPP交渉への参加については、平成24年12月の総選挙で当時野党であった自民党は「ウソつかない、TPP交渉断固反対。ブれない。日本を耕す！」と大きく書かれたポスターを掲げ総選挙を戦った。これを信じて投票した方も多いと思う。このポスターは、7月29日の報道ステーションで大々的に取り上げられたところでありご覧になつた方も多いと思う。紛れもなく公約違反を犯して政権に返り咲いたことになる。このことを我々は忘れてはならない。一方、総理のTPP交渉参加表明を受け、国会は、衆参の農水委員会で「米、麦、牛肉・豚肉・乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外または再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと」「聖域（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）確保ができないと判断した場合は脱退も辞さないものとする」「国民への十分な情報提供を行うこと」など八項目を決議した。しかし、今回のTPP交渉閣僚会議で農業新聞などを通じて明らかになったことは、日本政府が示した内容は国会決議に著しく反する譲歩案である。国民に交渉内容の情報開示を全く行わず、しかも公約違反、国会決議を無視して交渉を行っている安倍政権は異常の極みである。公約違反、国会決議を無視し続ける安倍内閣に政権を担う資格はない。なお、岩手県議会ではTPP交渉に関し次の意見書を可決し政府に送付した。

# 東和地区における県事業と27年度予算の概要



農林水産部関係

区分	事業名	施設等箇所名	完了時期	H27当初予算額	摘要
土地改良	土地改良施設維持管理 適正化事業費補助	猿ヶ石北部 土地改良区	年度末	1	土地改良施設整備・改修
	国営造成施設管理体制 整備促進事業費	猿ヶ石北部地区 猿ヶ石川地区	年度末 年度末	10 5	施設管理体制構築 施設操作体制構築
	農村地域防災減災事業費 (ため池等整備事業)	鎌地区 東和北地区	年度末 年度末	80 10	頭首工改修 用水路改修
	農村灾害対策整備事業費	東和南地区	年度末	78	用排水路改修

(単位:百万円)

県土整備部関係

区分	事業名	路線等	箇所名	H27当初予算額	事業期間	摘要
道路	道路環境改善事業	(国)283号	前郷	49	H25~28	交通安全(歩道整備)
		(一)東和花巻温泉線	花巻大橋	60	H27~27	橋梁の補修
		(国)283号	晴山	11	H25~28	道路防災(落石対策)
		(国)396号	亀ヶ森~落合	20	H26~27	道路補修
交通安全施設整備事業	(国)283号	赤坂	26	H26~29	交通安全(歩道整備)	
	道路災害防除事業	(国)107号	田瀬	18	H26~28	道路防災(法面対策)
	道路維持修繕	(国)283号	土沢~矢沢	20	H27~28	道路補修

(単位:百万円)

## 安全保障関連法案の廃案を求める意見書

国は、安全保障関連法案を廃案とするよう強く要望する。

### 理由

安倍内閣は、今国会に、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈を前提として、武力攻撃事態法、PKO法など既存の10法を一括して改正する平和安全法制整備法案と、新法の国際平和支援法案を提出了。これらの法案には、国際平和のために活動する他国の軍隊等への後方支援活動等について、自衛隊が活動できる地域が拡大され、武力行使の一体化につながりかねない内容が盛り込まれている。各種世論調査では、国民の多くは政府の説明が不十分であるとしており、去る6月4日に開催された衆議院憲法審査会においては、憲法学の専門家3名を招いて参考人質疑が行われたが、集団的自衛権の行使を容認する解釈及びこれらの法案については、与党が推薦した参考人を含む全ての参考人から憲法違反であるとの指摘がなされた。

日本国憲法は、過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、人々の平和と民主主義の渴望の中から生まれ、国民主権主義、人権尊重主義、平和主義を基本原理とし、権力保持者の恣意によることなく、法に従つて権力が行使されるべきであるという立憲主義を規定している。

現在、衆議院平和安全法制特別委員会において審議されているが、これまで憲法上集団的自衛権の行使は許されないとしてきた歴代の政府見解を一内閣に於いて変更することは、立憲主義に反するものと言わざるを得ない。

よって、国においては、安全保障関連法案を廃案とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ほとんどの憲法学者をはじめ歴代の内閣法制局長官らが「憲法違反」と強く批判し、多くの国民が反対している安全保障関連法案は、7月15日、衆議院平和安全法制特別委員会の強行採決、翌16日の本会議可決を経て、現在、同法案は参議院において審議されておりますが、岩手県議会では衆院可決に先立ち、7月8日、6月定例岩手県議会最終本会議において「安全保障関連法案の廃案を求める意見書」を賛成多数で可決しました。採決は、議長を除く43人の起立採決で行われ、希望・みらいフォーラム9人、いわて県民クラブ6人、民主党6人、社民党3人、共産党2人、一山会2人、無所属1人の計29人が賛成、自民クラブ11人、いわて県民クラブ2人、公明党1人の計14人が反対しました。都道府県議会レベルで廃案を求める意見書が可決されたのは全国で初めてです。可決した意見書は議長名で政府に提出されました。可決された意見書の全文は次の通りです。

**6月定例会  
都道府県議会で初  
安保法案廃案を求める意見書可決**